第59回定時株主総会
招集ご通知

日時

2020年12月17日（木曜日）
午前10時
（受付開始予定時刻：午前９時）

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
日本橋室町野村ビル（YUITO）

野村コンファレンスプラザ日本橋
６階大ホール

株主総会のお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますよう強くお願い申し上げます。
・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただき、座席数を例年より大幅に削減させていただいております。

目次

第59回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 4
　議案　取締役７名選任の件
事業報告…… 13
連結計算書類…… 29
計算書類…… 31
監査報告…… 33

長谷川香料株式会社
証券コード　4958

証券コード4958
2020年11月30日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町四丁目４番14号
長谷川香料株式会社
代表取締役社長　海　野　隆　雄

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力ご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使いただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」の記載に従って、2020年12月16日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　2020年12月17日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前９時）

２．場　　所　東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号　日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋　６階大ホール

◎会場内は座席間隔を十分にとった配置とさせていただき、座席数を例年より大幅に削減させていただいております。なお、お土産の用意はございません。

３．目的事項

報告事項
１．第59期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第59期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　案　取締役７名選任の件

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.t-hasegawa.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.t-hasegawa.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年12月17日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年12月16日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

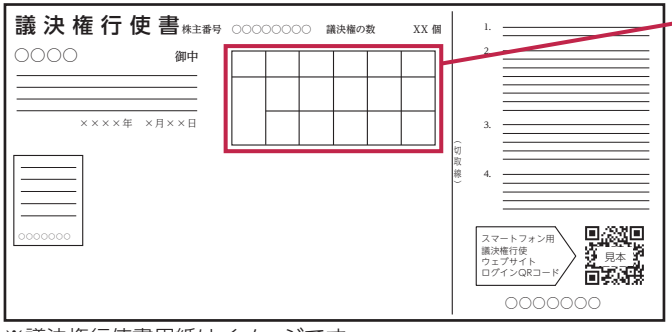
インターネット等により議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年12月16日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

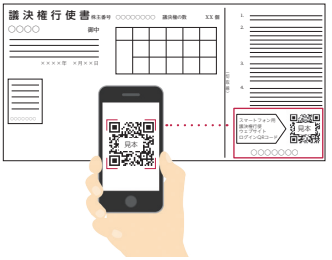
書面（郵送）及びインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

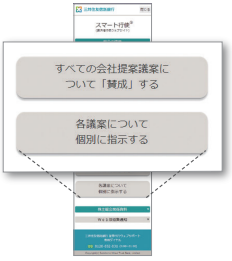
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

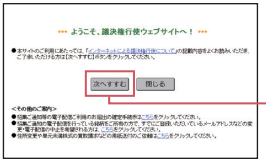
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

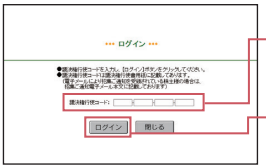
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

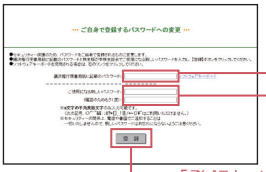
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案　取締役７名選任の件

取締役８名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため１名減員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位			
1	長谷川（はせがわ）　徳二郎（とくじろう）	代表取締役会長	再任		
2	海野（うみの）　隆雄（たかお）	代表取締役社長兼社長執行役員	再任		
3	知野（ちの）　善明（よしあき）	取締役兼副社長執行役員	再任		
4	中村（なかむら）　稔（みのる）	取締役兼専務執行役員	再任		
5	加藤（かとう）　巧（たくみ）	取締役兼常務執行役員	再任		
6	大門（おおかど）　進吾（しんご）	取締役	再任	社外	独立
7	湯原（ゆはら）　隆男（たかお）	取締役	再任	社外	独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1 再任	 長谷川（はせがわ）　徳二郎（とくじろう） （1938年12月5日生） 所有する当社の株式数 107,432株	1963年４月　当社入社 1978年11月　当社取締役 社長室長 1980年12月　当社常務取締役 1998年12月　当社代表取締役社長 2001年10月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 2014年12月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人長谷川留学生奨学財団理事

【取締役候補者とした理由】
同氏は、代表取締役会長として、当社の経営全般を統括し、業務執行を監督しております。主に管理部門の要職を歴任後、長年にわたり代表取締役社長として当社の成長を牽引し、経営管理及び事業運営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また2004年から2011年まで日本香料工業会会長を務め、現在は同会の名誉会長という立場で、香料産業の発展に尽力し、香料業界事情にも精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2 再任	 うみ　の　たか　お 海　野　隆　雄 （1947年3月22日生） 所有する当社の株式数 14,500株	1970年４月　株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2004年６月　さくらカード株式会社（現 SMBCファイナンスサービス株式会社）代表取締役社長 2008年６月　当社入社 常勤顧問 2008年12月　当社取締役兼専務執行役員 2014年12月　当社取締役兼副社長執行役員 2017年11月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） （担当） 監査室・品質保証部管掌 （重要な兼職の状況） T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director & Chairman

【取締役候補者とした理由】
同氏は、代表取締役社長として、優れたリーダーシップを発揮し全社を統括し、当社の業務執行を監督しております。長年の金融業界及び国際ビジネス分野での豊富な経験により、企業経営全般及び国際業務に関し幅広い専門知識と高い見識を有しております。2017年社長就任以降は、変化の激しい経営環境に対応できる組織基盤づくりや意識改革、人財育成に注力する一方、カスタマーサクセスへのより一層の貢献を目指した営業組織の見直し、海外事業における積極的な成長戦略等を推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3 再任	 ち　の　よし　あき 知野善明 （1950年1月25日生） 所有する当社の株式数 7,680株	1972年４月　当社入社 2003年12月　当社理事 商品関連部統括部長 2006年12月　当社執行役員 深谷事業所副所長 2007年12月　当社執行役員 深谷事業所長 2011年12月　当社常務執行役員 深谷事業所長 2014年12月　当社取締役兼専務執行役員 2018年10月　総合研究所長 2020年10月　当社取締役兼副社長執行役員（現任） ビジネスソリューション本部長（現任） （担当） 営業企画部・マーケティング部管掌、品質保証部副管掌

【取締役候補者とした理由】
同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
長年にわたり、研究、生産、調達等の分野で要職を歴任し、技術分野全般で幅広い豊富な知見を有しております。2018年10月から総合研究所長として研究部門の組織活性化や生産性向上を牽引し、2020年10月からは新設部署であるビジネスソリューション本部長として、研究部門、営業部門及びマーケティング部が一体となり当社の総合力を活かした的確なソリューションを顧客に提供する組織体制づくりを推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
4 再任	 なかむら　みのる 中村　稔 （1955年9月5日生） 所有する当社の株式数 9,100株	1981年４月　日本鋼管株式会社（現 JFEエンジニアリング株式会社）入社 1988年８月　株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 株式会社三井銀総合研究所（現 株式会社日本総合研究所）出向 2006年９月　当社入社 経営企画部参事 2011年12月　当社理事 経営企画部長兼情報システム部長 2013年12月　当社執行役員 2015年12月　当社常務執行役員 経営企画部長兼人事部長 2017年12月　当社取締役兼常務執行役員 2019年10月　財務部長（現任） 2020年10月　当社取締役兼専務執行役員（現任） （担当） 管理部門管掌 （重要な兼職の状況） 長谷川ビジネスサービス株式会社代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】
同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
経営コンサルティング業務の経験を経て、当社においては管理部門の要職を歴任し、経営全般に関する豊富な専門知識と高度な見識を有しており、専務執行役員として管理部門を統括し、業務効率化や人財育成、ESGの視点を盛り込んだ事業戦略推進等、中長期の業績向上に繋がるさまざまな施策を牽引しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
5 再任	 加藤（かとう） 巧（たくみ） （1956年９月11日生） 所有する当社の株式数 11,560株	1979年４月　当社入社 2010年12月　当社理事 フレーバー営業部フレーバー販売第３部長 2011年12月　当社執行役員 フレーバー営業部副統括部長 2014年12月　当社常務執行役員 2015年12月　フレーバー営業部副統括部長兼商品関連部統括部長 2016年12月　フレーバー営業部統括部長兼 フレーバー企画部統括部長 2017年12月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （担当） 営業部門管掌

【取締役候補者とした理由】
同氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。
長年にわたり販売の最前線で実績を挙げると共に、主に営業部門の要職を歴任し、香料及び食品事業に関する豊富な経験と高度な見識を有しております。常務執行役員として、営業部門を統括し、マーケティングの視点やデータ分析を活用した販売戦略を推進し、顧客へのソリューション提供によるカスタマーサクセスへの貢献を通じた業績拡大に取り組んでおります。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6 再任 社外 独立	 大門進吾（おおかど しんご） （1946年９月22日生） 所有する当社の株式数 0株	1971年４月　凸版印刷株式会社入社 2004年６月　同社取締役 2008年６月　同社常務取締役 2011年６月　東洋インキＳＣホールディングス株式会社社外監査役 2014年12月　当社社外監査役 2015年12月　当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者に関する特記事項】
同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって５年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は６年となります。

【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役として、長年の経験を通じて培われた高い見識及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【独立役員に関する事項】
当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】
当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
7 再任 社外 独立	 湯原（ゆはら） 隆男（たかお） （1946年6月7日生） 所有する当社の株式数 0株	1969年４月　日本化学工業株式会社入社 1971年５月　ソニー株式会社入社 1987年３月　ソニーインターナショナル・シンガポール副社長 2003年６月　ソニー株式会社執行役常務兼ＣＦＯ 2004年６月　同社コーポレートエグゼクティブ財務・ＩＲ担当 2007年12月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）常務執行役員 2008年６月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）取締役 2008年６月　株式会社リコー社外監査役 2011年５月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）常務取締役兼ＣＦＯ 2013年６月　株式会社モフィリア社外監査役 2014年６月　亀田製菓株式会社社外監査役（現任） 2015年６月　株式会社レオパレス21社外監査役（現任） 2015年12月　当社社外監査役 2019年12月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 亀田製菓株式会社社外監査役 株式会社レオパレス21社外監査役

【社外取締役候補者に関する特記事項】
同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総会終結の時をもって１年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は５年となります。

【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役として、長年の経験を通じて培われた企業経営に関する高い見識と幅広い知識に基づき、公正かつ客観的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2015年6月より株式会社レオパレス21の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、同社において同社が過去に施工した共同住宅について界壁の不備の事案、並びに界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様になっていることが2018年から2019年にかけて判明いたしました。同氏は当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでしたが、日頃からコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社取締役会等で行い、注意喚起しておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明、再発防止及びガバナンス強化に向けた助言を行う等、その職責を適切に果たしております。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】
同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【独立役員に関する事項】
当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】
当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

[提供書面]

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益等の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調にあったものの、通商問題の動向や中国経済の減速等に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が国内外の経済活動に深刻な影響を及ぼしており、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

香料業界は、国内市場の成熟化、同業者間での競争激化、品質保証に関する要求増加など依然として厳しい状況にありました。

このような環境の中で、当社グループは製品の品質管理と安全性の確保を第一に、研究・技術開発力の一層の向上に努め、当社独自の高品質・高付加価値製品の開発に注力してまいりました。一方、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴い、当社グループでは、2019年11月８日に公表した当初計画に織り込んでいた需要が見込めず、当初計画を下方修正するなど、業績への影響が生じました。

この結果、当連結会計年度におきましては、売上高は50,192百万円（前連結会計年度比0.6%減）と減収となりました。なお、当社単体の売上高は前連結会計年度比2.2％の減収、主要な海外連結子会社の売上高は、中国子会社が前連結会計年度比2.6％の増収（現地通貨ベースでは同6.7％の増収）、米国子会社が前連結会計年度比7.5％の増収（現地通貨ベースでは同9.7％の増収）、マレーシア子会社が前連結会計年度比0.5％の増収（現地通貨ベースでは同4.3％の増収）となりました。

利益につきましては、営業利益は5,356百万円（前連結会計年度比14.5％増）、経常利益は5,861百万円（前連結会計年度比13.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,090百万円（前連結会計年度比23.5％増）とそれぞれ増益となりました。

以下、部門別に事業の状況をご説明いたします。

［食品部門］

飲料、冷菓、菓子、即席麺スープ等に使用されるフレーバー及び各種エキス、フルーツ加工品、天然色素などのこの部門の売上高は、当社単体の売上が減少したものの、米国子会社及び中国子会社の売上が増加したことを主因に43,159百万円と前連結会計年度比0.3％増となりました。

［フレグランス部門］

化粧品、石鹸、シャンプー、洗剤、芳香剤等に使用される香料などのこの部門の売上高は、当社単体、中国子会社及びインドネシア子会社の売上が減少したことを主因に7,032百万円と前連結会計年度比5.9％減となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は3,481百万円で、その主なものは既存工場における製造設備の維持更新のほか、米国子会社における第２工場建設のための投資などであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の必要資金については、すべて手元資金によってまかなわれており、グループ各社とも外部からの重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第　56　期 (2017年９月期)	第　57　期 (2018年９月期)	第　58　期 (2019年９月期)	第　59　期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売　　上　　高	48,001百万円	49,751百万円	50,493百万円	50,192百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,299百万円	4,100百万円	4,121百万円	5,090百万円
１株当たり当期純利益	101円35銭	96円64銭	99円07銭	122円79銭
総　　資　　産	109,836百万円	118,690百万円	113,863百万円	113,445百万円
純　　資　　産	87,528百万円	94,582百万円	90,344百万円	92,218百万円
１株当たり純資産額	2,060円94銭	2,225円19銭	2,174円84銭	2,217円96銭

(注) １．売上高に消費税等は含まれておりません。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第58期（2019年９月期）の期首から適用しており、第57期（2018年９月期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長谷川ビジネスサービス株式会社	100百万円	100.0%	農畜産物の加工及び販売
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	74,700千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（上海）有限公司	16,000千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（蘇州）有限公司	15,500千米ドル	100.0%	各種食品香料の製造販売
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	25,000千マレーシアリンギット	100.0%	各種食品香料の製造販売
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	30,847,100千インドネシアルピア	100.0% (0.1%)	各種香料の販売

（注）1．米国のFLAVOR INGREDIENT HOLDINGS, LLCは、2020年５月にT. HASEGAWA U.S.A., INC. に吸収合併されました。

2．PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIAは、2020年９月に20,000,000千インドネシアルピアの増資を行い、資本金が増加しております。

3．当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ その他

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化していることにより、国内外の経済活動の動向等が懸念され、先行きが不透明な状況が続くことが見込まれます。

香料業界におきましても、各社のシェア獲得競争の一層の激化、品質保証に関する要求増加など厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で、当社グループは、「技術立社」の社是のもと、研究・技術開発力の一層の向上により、特長のある差別化された製品開発を行うとともに、生産性の向上や業務全般の効率化によるコスト削減に努めてまいります。

また、少子高齢化に伴う成熟化が進行する国内市場でのシェア拡大に努める一方で、今後の当社の成長を追求するためには、グローバル展開を更に強化していくことが不可欠です。当社が重点地域と位置付ける中国、東南アジアを中心としたアジア地域及び米国において、市場の成長性や消費者の嗜好等を的確に捉え、変化の著しい経営環境に迅速かつ柔軟に対応可能な事業戦略を立案・推進してまいります。また、将来にわたる持続的成長の実現に向けた投資や業務提携等の必要な施策を行い、海外市場での業績拡大を目指してまいります。

国内におきましては、顧客の多様化・高度化する要望に迅速に対応するため、新たに営業部門、研究部門及びマーケティング部を統括するビジネスソリューション本部を設置し、連携をより一層強化いたしました。

新体制のもと、研究面におきましては、戦略的な研究開発の推進に向け、重点分野を明確化し、技術研究所、フレーバー研究所及びフレグランス研究所の連携を活かした研究開発活動に一層注力してまいります。また、各研究所において研究開発のスピードアップ及び研究開発力の強化を図るとともに、知見と感性の融合による新しい価値の創造を目指してまいります。さらに、香料事業で培った技術を活かして社会が抱える課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

食品部門では、安心・安全の確保を第一に、引き続き健康志向に根ざした低糖・低塩・低脂肪の食品に美味しさをもたらす香料、安定性・持続性に優れた香料及び機能性のある香料の開発に取り組みます。また、天然志向とサステナビリティを重視したナチュラルフレーバー素材の開発、並びに食品原料を代替する香料の開発等にも注力いたします。

フレグランス部門では、基礎研究を徹底し、安全性・安定性に優れた新しい香り創りにより、国内での更なるシェア拡大に注力いたします。海外におきましても市場調査及び嗜好性調査の結果を踏まえて現地の消費者に好まれる香り創りに努めてまいります。

営業面におきましては、マーケティング戦略を立案・推進し、マーケット調査・分析等の活用による潜在的欲求の把握、提案力強化に注力してまいります。また、研究部門との連携強化により、当社の総合力を活かした的確なソリューションを提供することで、顧客に信頼されるパートナーとしての地位確立、カスタマーサクセスへの貢献を通じた売上拡大及び販売シェアアップを目指してまいります。

生産面におきましては、合理的かつ効率的な生産体制の確立を目標に、生産設備の統合と更新・新設を進める一方で、生産技術の向上、製造方法の改良、物流体制の見直し、在庫水準の適正化や廃棄ロスの抑制等により一層の製造原価低減に努めてまいります。

海外におきましては、経営資源を効率的に投入し、着実なグローバル展開を図る戦略のもと、中国では、マーケティング機能を活用した戦略的な営業活動により、新規顧客開拓・既存顧客深耕に注力するとともに、製造原価圧縮にプロジェクトで取り組み、業績拡大を目指してまいります。また、研究機能の強化、業務の効率化を目的に、新研究棟建設プロジェクトを推進してまいります。

東南アジアでは、今後も拡大が見込まれる香料需要を取り込むため、同地域全体の営業戦略のもと、マレーシア、タイ、インドネシアの各拠点の連携を強化し、ベトナム、フィリピン、ミャンマー等の周辺地域の開拓に注力してまいります。また、顧客への迅速な対応を目的に開設したアプリケーションラボラトリーを活用した営業活動を推進し、売上拡大を目指してまいります。

米国では、マーケティング体制を強化し、市場動向の分析等をふまえた営業戦略の立案、及び現地顧客向けの積極的な営業活動の推進により、当社が注力するセイボリー、健康、飲料の各分野における業績拡大を目指してまいります。

株主の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ **主要な事業内容**（2020年９月30日現在）

当社グループは当社、子会社10社及び関連会社１社で構成されており、各種香料（香粧品香料、食品香料、合成香料）、各種食品添加物及び食品の製造並びに販売と各品目の輸出入に関する業務を主たる事業にしております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2020年９月30日現在）

長谷川香料株式会社	当社	本社	東京都中央区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
		札幌営業所	北海道札幌市北区
		総合研究所	神奈川県川崎市中原区
		深谷工場	埼玉県深谷市
		板倉工場	群馬県邑楽郡板倉町
長谷川ビジネスサービス株式会社	子会社	本社	東京都中央区
		ファインフーズ工場	群馬県邑楽郡板倉町
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州セリトス市
		工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州コロナ市
長谷川香料（上海）有限公司	子会社	本社・工場	中国 上海市浦東新区
長谷川香料（蘇州）有限公司	子会社	本社・工場	中国 江蘇省蘇州市蘇州工業園区
上海長谷川香精貿易有限公司	子会社	本社	中国 上海市外高橋保税区
台灣長谷川香料股份有限公司	子会社	本社	台北市
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	子会社	本社・工場	マレーシア クアラルンプール
T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO., LTD.	子会社	本社	タイ王国 バンコク市
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	子会社	本社	インドネシア共和国 南ジャカルタ市

（注）米国のFLAVOR INGREDIENT HOLDINGS, LLCは、2020年５月にT. HASEGAWA U.S.A., INC. に吸収合併されました。

(7) **使用人の状況**（2020年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,708名（168名）	41名増（14名増）

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,088名（60名）	21名増（2名減）	43.3歳	17.2年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年９月30日現在）

借入金がないため、記載を省略しております。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株
② 発行済株式の総数　42,708,154株
③ 株主数　10,712名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
株式会社長谷川藤太郎商店	66,206	15.96
JP MORGAN CHASE BANK 380055	49,617	11.96
JP MORGAN CHASE BANK 385632	24,777	5.97
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	20,000	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,654	4.73
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT – CLIENT ACCOUNT	14,462	3.48
長谷川香料従業員持株会	11,302	2.72
味の素株式会社	9,000	2.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,802	2.12
GOLDMAN SACHS & CO. REG	7,919	1.90

(注) 1．当社は自己株式を1,233,044株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
代表取締役会長	長谷川（はせがわ） 徳二郎（とくじろう）	（重要な兼職の状況） 公益財団法人長谷川留学生奨学財団理事
代表取締役社長	海野（うみの） 隆雄（たかお）	社長執行役員、監査室・品質保証部管掌 （重要な兼職の状況） T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director & Chairman
取締役	知野（ちの） 善明（よしあき）	専務執行役員、研究部門管掌、品質保証部副管掌、総合研究所長
取締役	鳴島（なるしま） 真清（まきよ）	常務執行役員、国際部門管掌、国際部統括部長 （重要な兼職の状況） 台灣長谷川香料股份有限公司董事長
取締役	中村（なかむら） 稔（みのる）	常務執行役員、管理部門管掌、経営企画部長、財務部長 （重要な兼職の状況） 長谷川ビジネスサービス株式会社代表取締役社長
取締役	加藤（かとう） 巧（たくみ）	常務執行役員、営業部門管掌
取締役	大門（おおかど） 進吾（しんご）	
取締役	湯原（ゆはら） 隆男（たかお）	（重要な兼職の状況） 亀田製菓株式会社社外監査役 株式会社レオパレス21社外監査役
常勤監査役	片岡（かたおか） 康二（こうじ）	
監査役	有田（ありた） 知徳（ともよし）	（重要な兼職の状況） 銀座中央法律事務所 弁護士 WDBホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

会社における地位	氏名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
監査役	山村一仁（やまむらかずひと）	
監査役	井村順子（いむらじゅんこ）	（重要な兼職の状況） 井村公認会計士事務所 公認会計士 多摩大学大学院客員教授 株式会社商船三井社外監査役 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）1．取締役大門進吾氏、湯原隆男氏は社外取締役であります。

2．監査役有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏は社外監査役であります。

3．常勤監査役片岡康二氏、監査役井村順子氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役片岡康二氏は長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、当社中国子会社において総経理として経営全般に携わってまいりました。

・監査役井村順子氏は公認会計士の資格を有しております。

4．当社は、大門進吾氏、湯原隆男氏、有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度中における取締役及び監査役の、地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

・2019年10月22日、代表取締役副会長近藤隆彦氏は、逝去により退任いたしました。

・2019年12月19日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役小栗昭一郎氏、監査役保田眞紀子氏、湯原隆男氏及び中野眞一氏は任期満了により退任いたしました。

・2019年12月19日開催の第58回定時株主総会において、湯原隆男氏は取締役に選任され、有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

・2020年６月16日付で、監査役有田知徳氏は株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役（監査委員会委員長）を退任いたしました。

・2020年６月24日付で、監査役有田知徳氏は福山通運株式会社の社外取締役を退任いたしました。

・2020年６月26日付で、監査役井村順子氏は三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

6．当社は、社外取締役大門進吾氏及び湯原隆男氏、社外監査役有田知徳氏、山村一仁氏及び井村順子氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 当事業年度末日の翌日以降の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏　　名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
知野　善明	専務執行役員 研究部門管掌 品質保証部副管掌 総合研究所長	副社長執行役員 営業企画部・マーケティング部管掌 品質保証部副管掌 ビジネスソリューション本部長	2020年10月１日
鳴島　真清	常務執行役員 国際部門管掌 国際部統括部長	常務執行役員 国際部門管掌	2020年10月１日
中村　稔	常務執行役員 管理部門管掌 経営企画部長兼財務部長	専務執行役員 管理部門管掌 財務部長	2020年10月１日

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	10名	399百万円
監査役	7名	39百万円
合計	17名	439百万円

（注）１．取締役の支給人員には、2019年10月22日に退任した１名の取締役、及び2019年12月19日に退任した１名の社外取締役が含まれております。
２．取締役の支給額には、2019年10月22日に退任した１名の取締役の当事業年度に係る役員報酬及びストック・オプション報酬が含まれております。また、2019年12月19日に退任した１名の社外取締役を含む社外取締役３名に対する支給額14百万円が含まれております。
３．監査役の支給人員には、2019年12月19日に退任した社外監査役３名が含まれております。
４．監査役の支給額には、2019年12月19日に退任した３名の社外監査役を含む、社外監査役６名に対する支給額14百万円が含まれております。
５．取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の第56回定時株主総会決議において年額500百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。別枠で、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額140百万円以内と決議いただいております。

6．監査役の報酬限度額は、2001年12月21日開催の第40回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
7．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金繰入額
取締役　6名　74百万円
・当事業年度におけるストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る費用計上額
取締役　7名　69百万円

④　社外役員に関する事項

社外取締役　大門　進吾氏

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。

経営分野での幅広い知識と実務経験を活かし、客観的立場から、必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。

社外取締役　湯原　隆男氏

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

亀田製菓株式会社社外監査役及び株式会社レオパレス21社外監査役を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

2019年12月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会９回の全てに出席いたしました。

2019年12月19日監査役退任まで、当事業年度において開催された取締役会２回の全てに、また、監査役会２回の全てに出席いたしました。

経営分野での幅広い知識と実務経験を活かし、客観的立場から、必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。

社外監査役　有田　知徳氏

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

銀座中央法律事務所弁護士、ＷＤＢホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

2019年12月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。

検事、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。

社外監査役　山村　一仁氏

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

2019年12月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。

経営分野での幅広い知識と実務経験に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。

社外監査役　井村　順子氏

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

井村公認会計士事務所公認会計士、多摩大学大学院客員教授、株式会社商船三井社外監査役及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

2019年12月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。

公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

（注）1．重要な子会社のうち、T.HASEGAWA U.S.A.,INC.、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、T HASEGAWA FLAVOURS（KUALA LUMPUR）SDN. BHD.及びPT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIAの５社は有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。また、有限責任監査法人トーマツの監査を受けている重要な子会社はありません。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．上記の報酬等の額には、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に業績に応じた利益還元を図るため、連結ベースで配当性向35％程度を目途に中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めており、剰余金の配当は取締役会を決定機関としております。

当事業年度の年間配当につきましては、１株当たり40円の配当（うち中間配当18円）を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の連結ベースの配当性向は32.6％となりました。

内部留保資金につきましては、設備投資とグローバル化戦略の展開を図るための有効投資に使用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
２０２０年５月８日 取締役会決議	746	18
２０２０年１１月６日 取締役会決議	912	22

連結貸借対照表
(2020年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**59,013**
現金及び預金	16,584
受取手形及び売掛金	15,471
有価証券	12,000
棚卸資産	14,234
その他	737
貸倒引当金	△13
固定資産	**54,431**
有形固定資産	**29,345**
建物及び構築物	15,915
機械装置及び運搬具	3,995
工具器具備品	1,200
土地	6,793
建設仮勘定	1,440
無形固定資産	**3,839**
のれん	572
顧客関連資産	2,414
その他	852
投資その他の資産	**21,246**
投資有価証券	19,838
繰延税金資産	614
退職給付に係る資産	17
その他	828
貸倒引当金	△51
資産合計	**113,445**

負債の部	
流動負債	**10,261**
支払手形及び買掛金	4,743
未払法人税等	630
賞与引当金	1,431
役員賞与引当金	74
その他	3,381
固定負債	**10,965**
繰延税金負債	2,992
退職給付に係る負債	7,121
長期未払金	648
資産除去債務	69
その他	131
負債合計	**21,226**
純資産の部	
株主資本	**82,012**
資本金	5,364
資本剰余金	7,298
利益剰余金	71,169
自己株式	△1,820
その他の包括利益累計額	**9,978**
その他有価証券評価差額金	11,551
為替換算調整勘定	△1,316
退職給付に係る調整累計額	△256
新株予約権	**228**
純資産合計	**92,218**
負債・純資産合計	**113,445**

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**50,192**
売上原価		**30,783**
売上総利益		**19,408**
販売費及び一般管理費		**14,052**
営業利益		**5,356**
営業外収益		
受取利息	95	
受取配当金	307	
その他	138	**541**
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	10	
その他	22	**36**
経常利益		**5,861**
特別利益		
固定資産売却益	359	
投資有価証券売却益	867	**1,227**
特別損失		
固定資産廃棄損	59	**59**
税金等調整前当期純利益		**7,028**
法人税、住民税及び事業税	1,774	
法人税等調整額	163	**1,938**
当期純利益		**5,090**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,090**

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**47,146**
現金及び預金	9,669
受取手形	671
電子記録債権	1,300
売掛金	10,803
有価証券	12,000
商品	235
製品	6,285
仕掛品	171
原材料	4,950
貯蔵品	308
その他	750
貸倒引当金	△0
固定資産	**57,601**
有形固定資産	**19,460**
建物	10,007
構築物	583
機械装置	1,744
車両運搬具	57
工具器具備品	912
土地	6,110
建設仮勘定	44
無形固定資産	**195**
ソフトウェア	195
その他	0
投資その他の資産	**37,946**
投資有価証券	19,778
関係会社株式	12,810
関係会社出資金	3,659
関係会社長期貸付金	1,025
破産・更生債権等	2
その他	720
貸倒引当金	△51
資産合計	**104,748**

負債の部	
流動負債	**8,859**
支払手形	321
買掛金	3,939
未払金	1,017
未払費用	1,712
未払法人税等	524
賞与引当金	1,014
役員賞与引当金	74
その他	255
固定負債	**9,855**
退職給付引当金	6,728
繰延税金負債	2,408
長期未払金	648
資産除去債務	69
負債合計	**18,714**
純資産の部	
株主資本	**74,254**
資本金	**5,364**
資本剰余金	**7,298**
資本準備金	6,554
その他資本剰余金	744
利益剰余金	**63,411**
利益準備金	394
その他利益剰余金	63,017
圧縮記帳積立金	366
別途積立金	28,700
繰越利益剰余金	33,950
自己株式	**△1,820**
評価・換算差額等	**11,551**
その他有価証券評価差額金	**11,551**
新株予約権	**228**
純資産合計	**86,034**
負債・純資産合計	**104,748**

損 益 計 算 書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**36,821**
売上原価		**22,914**
売上総利益		**13,907**
販売費及び一般管理費		**10,202**
営業利益		**3,704**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	1,314	
その他	162	**1,487**
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入額	3	
為替差損	10	
その他	8	**23**
経常利益		**5,168**
特別利益		
固定資産売却益	321	
投資有価証券売却益	867	**1,188**
特別損失		
固定資産廃棄損	53	**53**
税引前当期純利益		**6,302**
法人税、住民税及び事業税	1,440	
法人税等調整額	40	**1,481**
当期純利益		**4,821**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月6日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　峯　　敬 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　豊　泉　匡　範 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長谷川香料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月6日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯	敬 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	豊 泉 匡 範	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月６日

長谷川香料株式会社　監査役会

常勤監査役　片岡康二 ㊞

社外監査役　有田知徳 ㊞

社外監査役　山村一仁 ㊞

社外監査役　井村順子 ㊞

以　上

メ　モ

〈株主総会会場ご案内図〉

会　場　東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
日本橋室町野村ビル（ＹＵＩＴＯ）
野村コンファレンスプラザ日本橋　６階大ホール



◎交通のご案内

地下鉄　・東京メトロ銀座線等「三越前」駅（Ａ９出口横の入口から入館）

ＪＲ線　・総武本線「新日本橋」駅下車、東京メトロ「三越前」駅方面へ
（地下通路にて徒歩約３分。Ａ９出口横の入口から入館）
・各線「神田」駅（南口より徒歩約10分）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。なお、お土産の用意はございません。

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。